

徳島海区漁業調整委員会指示第七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和五年十二月二十六日

徳島海区漁業調整委員会 会長 岡 本 彰

一 定義

この指示において「やす」とは、鋭利な金具を棒の先端に取り付け、魚介類を突き刺して採捕する道具をいい、「は具」とは、岩盤などに固着した貝類及び海藻類等を剥ぎ落として採捕する道具で、熊手及び移植ごてを除くものをいう。

二 指示の内容

徳島県海域のうち、第一種共同漁業権漁場内においては、「やす」及び「は具」を使用して水産動植物を採捕してはならない。

三 指示の適用除外

この指示は、次に掲げる場合には、適用しない。

- 1 漁業権又は入漁権に基づいて操業する場合。
- 2 徳島県漁業調整規則（令和二年徳島県規則第八十八号（以下「規則」という。））第三条の規定により知事の許可を受けた者が、当該許可に基づいて操業する場合。
- 3 規則第四十三条第一項の規定により知事の許可を受けた者が、当該許可の範囲内で採捕する場合。
- 4 漁業法施行規則（昭和二十五年農林省令第十六号）第四十二条の許可を受けた者が、当該許可に基づいて採捕する場合。

四 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和六年一月一日から同年十二月三十一日までとする。